

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 51 年 7 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 51 年 7 月から 56 年 12 月まで

私は、厚生年金保険の適用の無い税務会計事務所に勤めていた期間、国民年金保険料を納付していたが、申立期間が未納とされている。申立期間に係る保険料を納付していたことを示す「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」という。）及び「給与所得者の保険料控除申告書」（以下「控除申告書」という。）を提出するので申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間及び申立期間②のうち、51 年 7 月から同年 12 月までの期間については、特殊台帳において、申立人は、当該期間に接する 50 年 4 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、申立人から提出された 50 年分、51 年分の源泉徴収簿及び控除申告書には、国民年金保険料の控除額が記載されており、その金額は 50 年 1 月から 51 年 12 月までの当時の保険料額に一致している。

一方、申立期間①のうち、昭和 49 年 1 月から同年 12 月までの期間については、49 年分の源泉徴収簿及び控除申告書には、保険料の控除額が記載されていない上、A 市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳には、当該期間の保険料は未納とされており、ほかに納付していた形跡は見当たらない。

また、申立期間②のうち、昭和 52 年 1 月から 56 年 12 月までの期間については、53 年分の源泉徴収簿及び控除申告書には当時の保険料の控除額が記載されていない上、そのほかの期間については、保険料の控除額は記載されているものの、特殊台帳には、申立人が 52 年 4 月に B 市を転出したこと、及び 58 年 2 月に不在被保険者として確認されていることが記載されており、オンライン記録では平成 20 年 6 月に B 市から C 市への住所変更を行っていることが確認できることから、申立人は昭和 52 年 4 月以降、国民年金被保険者の住所変更手続きを行っていないことが推認でき、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。このことから、当該期間に係る源泉徴収簿及び控除申告書に記載された保険料の控除額は、当時の保険料の納付状況を反映したものととは考え難く、保険料を納付していたと推認することはできない。

さらに、昭和 51 年分、52 年分の源泉徴収簿及び控除申告書の住所欄には、D 市の住所が記載されていることから、申立人は B 市を転出した後、D 市に転入したものと考えられるが、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、D 市において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、源泉徴収簿及び控除申告書のほかに、申立人が申立期間①のうち、昭和 49 年 1 月から同年 12 月までの期間及び申立期間②のうち、52 年 1 月から 56 年 12 月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 51 年 7 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 4160

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年3月まで

私は、以前、A市の国民年金担当課及びB年金事務所に国民年金制度発足当初から国民年金保険料を納付していたことを説明したが、聞き入れてもらえなかった。昨年、同年金事務所から別の国民年金手帳記号番号が見つかり、一部の納付記録が確認できたと回答を受けたが、申立期間の納付記録は確認できなかった。申立期間についてもきちんと納付しており、夫は納付済みとなっているのに、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

平成23年12月20日付けでB年金事務所が申立人に対して回答した「年金加入記録回答票にかかる国民年金調査の結果」によると、調査において、申立人の基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号が判明し、申立期間直前の昭和36年6月から37年3月までの国民年金保険料の納付記録が確認されている。

また、当該手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、昭和36年5月にC社会保険事務所（当時）からC市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できるところ、その特殊台帳によれば、申立人は当該手帳記号番号によりD市で国民年金被保険者の資格を取得し、37年5月にA市に転出した際の住所変更手続を行っていることが確認できることから、申立期間の保険料は、当該手帳記号番号により現年度納付することが可能である。

さらに、申立人は申立期間以降、前納制度を利用するなど長期間にわた

り保険料を納付しており、納付意識の高さが認められる上、申立期間直前の保険料は納付していること、及び申立期間は 24 か月と比較的短期間であることを考え合わせると、申立人は申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から9年1月31日まで

私は、A社に勤務していた期間に係る標準報酬月額は53万円だったが、平成7年7月から8年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは28万円と記録されている。給与が引き下げられた事実は無いので標準報酬月額が低く設定されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成7年7月から8年12月までは申立人が主張する53万円と記録されていたところ、A社が解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった9年1月31日より後の同年2月5日付けで、遡及して6年10月1日、7年10月1日及び8年10月1日の定時決定時の標準報酬月額53万円を取り消し、7年7月から8年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは28万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に資格喪失している9人のうち、申立人を除く事業主及び元同僚5人の計6人の標準報酬月額が申立人と同様に平成9年2月5日付けで遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本において取締役であることが確認できるが、事業主は、「申立人は、名前だけの役員であり、標準報酬月額の訂正には関与しておらず、報酬も引き下げていない。」と回答している上、元同僚は、「申立人は役員であったが、標準報酬月額の訂正には関与していない。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂

正処理には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該遡及訂正記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年9月16日から10年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を3年9月から6年10月までは53万円、同年11月から10年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月16日から11年5月1日まで

私は、平成3年9月から11年4月までの間、A社に勤めていたが、ねんきん特別便によると申立期間の標準報酬月額が9万2,000円となっており、実際の給与と相違している。6年5月、同年6月及び同年7月分の給与一覧表を提出するので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年9月16日から10年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において、当初、3年9月から6年10月までは53万円（上限）、同年11月から10年9月までは59万円（上限）と記録されていたところ、同年2月13日付けで、4年から9年までの定時決定を取り消し、4年10月1日に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる上、12年3月6日付けで、資格取得時（3年9月16日）の標準報酬月額（53万円）、4年8月1日の随時改定（53万円）、4年から10年までの定時決定（上記遡及減額訂正によりいずれも9万2,000円）を取り消し、資格取得時に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、上記2回にわたる遡及減額訂正は、代表取締役である事業主及び取締役であるその妻についても行われていることが確認できる。

さらに、申立人から提出されたA社の給与一覧表により、平成6年5月から同年7月まで、申立人に121万円の給与が支給されていることが確認でき、上記遡及減額訂正は事実即した処理であったとは認められない。

加えて、申立人は、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により、平成10年5月29日まで取締役であったことが確認できるが、元事業主は、「申立人はB（業務）担当であった。遡及訂正については、経営状態が悪くなり、私が社会保険事務所に相談して、代表者印を持参して自身の標準報酬月額を2回遡及減額訂正する手続きをした記憶がある。」と回答しており、申立人は、上記2回にわたる遡及減額訂正処理には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、当該遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該遡及訂正後の記録は有効なものとは認められないことから、申立期間のうち、平成3年9月から10年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、3年9月から6年10月までは53万円、同年11月から10年9月までは59万円に訂正する必要がある。

- 2 申立期間のうち、平成10年10月1日から11年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、10年10月1日の定時決定は、第1回目の遡及訂正から約7か月半後に行われており、記録管理上の不自然さも認められない上、当該事業所は、17年9月*日に破産宣告を受け、当該事業所が社会保険事務手を外注していた社会保険労務士事務所は、「申立期間当時の関係資料は無い。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4508

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を平成5年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月31日から同年9月1日まで

私は、平成4年4月1日にD社（現在は、E社）に入社し、同日付けでA社C支店に配属された。その後、5年9月1日付けでF社に異動したが、厚生年金保険の加入記録を見ると、A社C支店における資格喪失日が同年8月31日となっているので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

G社（E社関連会社でE社関連会社の人事総務、経理関係等の業務を一括受託している。）から提出された申立人に係る従業員名簿、H企業年金基金から提出されたA社C支店における厚生年金基金加入員資格喪失届及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（平成5年9月1日にA社C支店からF社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における平成5年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が平成5年9月1日と届け出たにもかか

わらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和36年4月1日にC社に入社し、平成17年8月1日にD社を退社するまで継続して勤務したが、昭和51年4月1日にA社からE社F工場に異動した際、A社の資格喪失日が同年3月31日と記録されており、厚生年金保険の同年3月分の被保険者記録が無いことに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「人事台帳 個人情報照会（退職者）」及びB社から提出された「人事データ」から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和51年4月1日にA社からE社F工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立人の資格喪失日を昭和51年4月1日

として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は申立人の資格喪失日を同日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成9年4月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成9年3月の標準報酬月額については、59万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に平成9年3月末日まで勤務していたが、年金事務所から資格喪失日の記録が遡及訂正されている旨の連絡を受けた。私は、同社のB（役職）をしていたが、訂正処理が行われたとされる同年9月には、同社と関連の無い別の会社に勤務しており、遡及訂正されていることを知らなかったもので、正しい記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、当初、平成9年4月1日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月1日より後の同年9月10日付けで、同年3月31日に遡って訂正されていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる上、C厚生年金基金の加入員記録によれば、当該事業所における申立人の資格喪失日は平成9年4月1日と記録されている。

さらに、当該事業所の商業登記簿謄本により、申立人は申立期間及び当該遡及訂正処理が行われた当時、役員でなかったことが確認できることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成9年9月10日付けで行われた遡及

訂正処理は事実即したものと考えるべく、社会保険事務所（当時）において、申立人について同年3月31日に遡って資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た同年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年2月のオンライン記録から59万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年9月から53年3月まで

私は、申立期間当時から家業の店で働いていたが、父が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は納税組合を通じて納付してくれていた。申立期間について、両親が納付済みなのに、私は未納となっているので納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が申立人の国民年金の加入手続きを行い、昭和45年9月から国民年金保険料は納税組合を通じて納付してくれていたと主張するところ、A市の国民年金被保険者名簿の受付年月日記録及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは53年8月に行われ、45年9月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は申立人の父が昭和53年8月に加入手続きを行うまでは国民年金に未加入であり、加入手続きを行った時点において、申立期間は納税組合を通じて保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間に係る加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続き及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっているため具体的な納付状況等は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4162

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年3月まで
年金事務所が管理する私の年金記録のうち、申立期間については、親に勧められて国民年金に加入することになり、父が加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれていたため、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和51年1月12日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できるところ、この払出日時点を基準にすると、申立期間のうち、48年9月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人の特殊台帳においても、申立期間は未納とされており、オンライン記録と一致している。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっているため具体的な納付状況等は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4163

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 10 月まで

私は、昭和 58 年 3 月に自宅を購入後、自宅に集金人が来たので国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月に A 市の自宅に集金人が来たので国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと申述しているところ、オンライン記録では、同市において 60 年 2 月に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されているが、同手帳記号番号の被保険者区分は手番無効者とされ、同年 3 月に新規取得取消済みと記録されていることから、申立人が同手帳記号番号に基づいて申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人が昭和 61 年 4 月から第 3 号被保険者となるための国民年金の加入手続を行った際、B 市で新たに別の手帳記号番号が払い出されているが、この払出し時点では、同手帳記号番号で申立期間の大半は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成元年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年12月から平成元年6月まで

私は、申立期間当時A区に住んでいたが、平成6年頃に実家のB県C町に住所変更した後、実家に滞納していた申立期間の国民年金保険料に係る差押え通知が届いたので、未納の保険料を数回に分けて納付した。その後、差押え通知は届いていないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成6年頃に実家のB県C町で数回に分けて納付したと申述しているが、オンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が基礎年金番号として9年1月1日に付番された日以降に、国民年金手帳記号番号が基礎年金番号に統合され、申立期間の国民年金被保険者資格記録が追加処理されていることから、申立人が申立期間の保険料を納付したと主張する6年頃は、申立期間は国民年金に未加入の期間として取り扱われており、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人が納付したとする申立期間の保険料額と実際に必要となる当時の法定保険料額は相違している上、申立人は、保険料の納付時期の記憶が明確ではなく、申立期間の納付状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から6年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から6年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、当時、学生であったため、免除申請を行っていたが、その後、私又は母がA市役所において一括で追納したはずであり、申請免除期間のままとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申請免除されていた申立期間の国民年金保険料を申立人又は申立人の母がA市役所で追納したと主張している。

しかし、申請免除期間の保険料を追納するためには、追納申出の手続を行った上で、社会保険事務所（当時）において納付書の発行を受けなければならないが、オンライン記録において、申立人の申立期間について追納申出を行った記録は無く、追納のための納付書が発行された形跡も見当たらない。

また、申立期間の保険料をA市役所で追納することはできないことから、申立人の主張と相違している。

さらに、申立期間の保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4166

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年11月から45年4月まで
私の母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであり、申立期間が未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年8月30日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続は同年9月頃に行われたことが推認できることから、申立人の主張と相違する。

また、特殊台帳によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和46年9月1日と記録されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

なお、申立人には婚姻後、B市において別の手帳記号番号が払い出されているところ、同手帳記号番号は、昭和51年12月1日に社会保険事務所から同市に払い出された手帳記号番号の一つであり、この時点では、同手帳記号番号で申立期間の保険料は時効により納付することはできない上、同手帳記号番号は、A市で払い出された手帳記号番号に58年1月に統合され、取り消されたことが特殊台帳に記録されている。

さらに、申立人は申立期間に係る加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は既に

亡くなっており、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から平成 5 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から平成 5 年 9 月まで

私は、時期ははっきりしないが、申立期間のうち 6 か月分以上の国民年金保険料を A 市役所の中にある金融機関窓口で納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料は 3 か月分ずつ市役所内の金融機関で複数回納付したと述べているが、申立人の所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号欄には、「B」と記載されていることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 8 年 2 月に開設された C 社会保険事務所（当時）から払い出されたことが確認でき、加入手続は同年 2 月以降に行われたものと推認されることから、同年 2 月を基準にすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムにおいて申立人の氏名の読み方及び漢字表記を変えて氏名検索を行い、併せて国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母は加入手続の詳細について定かな記憶は無いと述べており、具体的な加入手続の状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4168 (事案 3479 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 9 月まで

私は、A 国から帰国した平成 2 年 7 月 20 日に、当時、母が国民年金保険料は 2 年前まで遡って納付できることを確認していたので、母と一緒に納付手続のため B 市役所に行った。同市役所の国民年金課窓口で年金手帳と納付書を持参して、時効になっていない申立期間の保険料 23 万 8,800 円を市役所内の銀行で母に納付してもらったはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が前回申し立てた昭和 63 年 1 月から平成 2 年 9 月までの期間及び 3 年 6 月から 4 年 10 月までの期間については、i) 申立人は、申立人の母と市役所に行き、国民年金保険料の納付書を受け取り、保険料を納付したと主張するところ、申立人の所持する手帳の 2 年 7 月 20 日及び 3 年 11 月 26 日の欄に市役所に行ったことが記載されていることは確認できるが、2 年 7 月 20 日時点において、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの保険料は時効により納付することができないこと、ii) 申立人が市役所に行き納付書を受け取ったとする平成 3 年 11 月 26 日において、4 年 4 月から同年 10 月までの期間は新年度であるため、旧年度中に新年度の納付書が作成されることは通常の事務処理では考えられないこと、iii) 保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき 23 年 4 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立期間のうち昭和 63 年 4 月から平成 2 年 9

月までの期間について、前回の申立書では具体的な記述が不十分であったとして、同年7月20日において、時効になっていない期間の保険料を申立人の母がB市役所内の銀行で納付したと主張し、前回の申立てに添付した資料を改めて提出している。

しかし、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す資料として提出した手帳の平成2年7月20日欄には、「市役所 visa 手続き」という記載のほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる記載は無く、当該手帳の記載により、申立期間の保険料を納付していたと推認することは困難である。

また、申立人の父は、申立期間当時、申立人の保険料の納付に携わっておらず、納付状況については不明であると述べている上、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4169（事案 3390 及び 3915 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 63 年 9 月まで

私は、高校卒業後、A（資格）を取得するために資格学校へ1年半通学した後、昭和 59 年 9 月に母が国民年金の加入手続を行った。卒業後就職したB社に勤務した初めの期間は国民年金保険料を納付し、会社が厚生年金保険に適用された以降は厚生年金保険に加入した。同年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料は、母がC銀行D支店（当時）で納付してくれた。その後、同年 4 月からは、銀行の勧めで口座振替により保険料を納付したはずである。申立期間については両親が納付済みとなっており、自分だけが未納とされていることは考えられないので、前回の審議結果には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付したと申述しているところ、申立人から提出された昭和 59 年度から 62 年度までの国民年金保険料納入通知書において、申立期間に係る保険料が納付されていたことは確認できない上、口座振替の申込手続が完了している場合は、次年度以降の納付通知書が送付されることは無いこと、ii) 申立人が勤務していたB社の元同僚の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況からは、申立人が申立期間の保険料を納付していたと推認することは困難であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の再申立てについては、i) 申立人は資料として昭和 60 年度から 62 年度までの前納分及び各月分の国民年金保険料納入通知書を提

出しているが、当該納入通知書には領収印は押されておらず、申立期間に係る保険料が納付されたことは確認できないこと、ii) 申立人は申立期間の保険料は、口座振替により納付したと主張しているが、E市役所は、申立人から提出された60年度から62年度までの国民年金保険料納入通知書は、口座振替用ではなく、納付書として使用するものであり、申立人の保険料の納付方法については、口座振替が平成8年4月に開始され、13年1月に終了との記録が残っている旨回答しており、申立期間の保険料を口座振替により納付したと推認できる事情は見当たらないこと、iii) オンライン記録において、昭和63年10月6日付けの過年度保険料の納付書発行履歴が確認できることから、申立期間は当該過年度納付書が発行されるまで未納であったことがうかがえることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成23年11月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは、保険料を納付していたことを示す新たな資料の提出は無く、前回の申立てと同趣旨の主張であるため、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月頃 から 41 年 3 月 30 日まで
私は、昭和 40 年 9 月から 41 年 3 月頃まで、A 社に B（職種）として勤務していたが、この間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主代理人は、「B（職種）の場合、すぐに正社員にすることはなく、試用期間があった。」と回答している。

また、元同僚の一人は、「私は、当初、C 協会から派遣されていたが、D（役職）から勧められて、正社員になった。試用期間があった。」と供述している上、申立人が当該事業所を同じ日に退職したと供述している別の元同僚は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、当該事業所は、昭和 46 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、人事記録及び賃金台帳等の関係資料の所在が不明である上、事業主代理人は、「当時社会保険や給与計算を担当していた者は、既に死亡しているため当時のことは分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月 1 日から平成 12 年 6 月 1 日まで
私が昭和 55 年 5 月から平成 12 年 5 月まで勤務していたA社における標準報酬月額の記録について、給与額が照合できる資料は無いが、私の記憶する給与額と相違しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 55 年 5 月 1 日から平成 11 年 1 月 1 日までの期間については、当該事業所は、「平成 11 年より前の賃金台帳等の関係資料は既に廃棄している。」と回答していることから、10 年 12 月以前の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、申立期間当時、当該事業所において社会保険関係事務を担当していた元同僚二人は、「自分の厚生年金保険の標準報酬月額の記録については正しいと思う。顧問の社会保険労務士の指導とチェックがあったので、手続に誤りは無かったはずである。」と供述しているところ、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額欄に遡及訂正等の形跡は認められず、オンライン記録と一致する。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間のうち、平成 11 年 1 月 1 日から 12 年 6 月 1 日までの期間については、申立人は、「A社に勤務していた申立期間の給与について、記憶している範囲では、平成 10 年は月給 60 万円、11 年は月給 61 万円

が支給されていた。」と申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該事業所から提出された給与台帳で確認できる平成11年1月から12年5月までの期間に係る各月の支給総額は、約44万円から46万円の範囲内であり、申立人の記憶と異なる上、同台帳の支給総額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらない。

また、平成10年10月及び11年10月の定時決定に係る当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、両年とも標準報酬月額は47万円であり、オンライン記録と一致する上、上記給与台帳により、同年10月の定時決定の基準月（5月、6月、7月）における平均報酬月額は46万56円であり、これに見合う標準報酬月額は47万円であることが確認できる。

さらに、申立人の退職時の雇用保険被保険者離職証明書の「賃金額」欄により、賃金額は、平成11年11月から12年3月までは「440,600円」、12年4月及び同年5月は「438,016円」であることが確認でき、給与台帳と一致している。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 11 月 1 日から 55 年 5 月末日までA社にB（職種）として勤務したが、採用後3か月間の試用期間が終了した同年2月1日から厚生年金保険に加入しているはずなのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 54 年 11 月 1 日からA社でB（職種）として勤務しており、採用後3か月間の試用期間が終了した 55 年 2 月 1 日から厚生年金保険に加入しているはずであり、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることは納得できない。」と主張している。

しかし、当該事業所の元事業主は、「申立人は短期間の勤務であり、申立期間当時、厚生年金保険の事務手続に誤りは無かったので、国の記録どおりである。」と回答している。

また、申立期間当時勤務していた複数の同僚は、「申立人を覚えているが、勤務期間は覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 1 日から 4 年 9 月 30 日まで
私は、A社の役員であったが、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額に見合った標準報酬月額になっていないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB（役職）を務めていたA社は、平成 4 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年 11 月 24 日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、2 年 11 月から 4 年 8 月までについては、53 万円から 9 万 8,000 円に遡って減額されたことがオンライン記録により確認でき、事業主及び申立人以外の取締役 4 人についても、申立人と同様の処理がなされている。

しかし、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、取締役であったことが確認できる上、当該事業所の元事業主は、「申立人は総務及び経理担当役員であり、申立人を信頼していたので社会保険関係の事務については申立人の判断に任せていた。」と回答している。

また、当該事業所に係る平成 4 年度滞納処分票により、社会保険料を滞納していることが確認でき、申立人は、「申立期間当時、当該事業所の資金繰りは大変厳しく社会保険料を滞納していた。私はB（役職）だったので、社長の指示で、度々社会保険事務所（当時）に出向き、滞納保険料の納付について社会保険事務所の職員と交渉していた。」と供述していることから、申立人は事業主から一定の権限を与えられており、同社の取締役として、当該減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、B（役職）であった申立人が、自らを含む取締役の標準報酬月額の減額処理に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4515（事案 2841 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年頃から49年頃まで
② 昭和52年から55年頃まで

私は、A事業所のB（職種）として、昭和47年頃から49年頃までC（場所）にあったD社に勤務した。その後に、52年から55年頃まではE区FにあったG社にH（職種）として勤務したが、それぞれの期間について厚生年金保険被保険者として認められないとする前回の審議結果に納得できないので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) オンライン記録において、申立期間①当時、I区Jに所在したとする「D社」又は当該事業所に類似する名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録を確認することができないこと、ii) 申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、同僚に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態について証言を得ることができないこと、申立期間②に係る申立てについては、iii) オンライン記録において、申立期間②当時、E区Fに所在する「G社」又は、当該事業所に類似する名称の厚生年金保険の適用事業所は確認することはできないこと、iv) G社の承継会社であるK社の事業主に照会を行ったが、回答は得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができないこと、v) 申立人が氏名を記憶している元同僚2名は既に死亡しているため、同僚に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態について確認することができないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年12月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が

行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人からは新たな資料や情報は提出されていない。

また、申立期間②については、申立人が氏名を挙げた元同僚、G社の元事業主の厚生年金保険の加入記録の有無について、再度、オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、いずれもG社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年頃から 54 年頃まで

私は、昭和 51 年頃にA社に入社し、54 年頃まで勤務しており、厚生年金保険に加入していた。その期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 51 年頃にA社に入社し、54 年頃まで勤務しており、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかし、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であった6人に対し申立人の勤務実態等について照会したが、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間について具体的な供述は得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない上、上記被保険者名簿において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4517

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで
私の夫がA社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際にもらっていた給与より低くなっているので、調査して訂正してほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、平成 16 年 4 月から 18 年 3 月までの給与賞与明細書を提出し、申立期間に係る標準報酬月額の記録が実際に控除されていた厚生年金保険料に相当する標準報酬月額と相違していると申し立てしているところ、A社は、保険料の控除は翌月であると回答しており、申立期間のうち、16 年 9 月 1 日から 17 年 8 月 1 日までの期間については、16 年 10 月から 17 年 8 月までの給与賞与明細書によると、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できる。

しかし、平成 17 年 9 月の給与賞与明細書によると、同年 8 月の保険料は控除されておらず、還付されたことを表す記載が確認でき、このことについて、当該事業所は、「申立人が単身赴任していたことにより、帰省した場合の旅費について、月 2 回までは実費支払を行っていたが、その旅費については、本来、標準報酬月額を決定するときに算入してはいけなかったものであり、そのことが判明した時点で遡って正しい標準報酬月額に訂正の届出を行い、本来控除すべき額よりも多く控除した額は、同年 9 月の給与により申立人に還付している。」と回答している上、申立人への還付額を検証したところ、訂正される前の標準報酬月額に基づく保険料として

控除された額から、訂正後の標準報酬月額に基づく保険料として控除すべき額との差額は当該還付額と一致することが確認できる。

また、申立期間のうち、平成17年9月1日から18年3月1日までの期間については、17年10月から18年3月までの給与賞与明細書によると、保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している上、申立期間のうち、同年3月については、16年9月から18年3月までの給与賞与明細書と当該事業所の保管する当該期間に係る賃金台帳に齟齬は無く、その賃金台帳から判断すると、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4518

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日まで
② 平成 15 年 6 月 30 日
③ 平成 15 年 12 月 12 日
④ 平成 16 年 6 月 30 日
⑤ 平成 16 年 12 月 10 日
⑥ 平成 17 年 6 月 30 日
⑦ 平成 17 年 12 月 12 日
⑧ 平成 18 年 6 月 30 日
⑨ 平成 18 年 12 月 11 日

私は、A社（その後、B社に吸収合併）及びB社に勤務した期間における標準報酬月額及び標準賞与額が実際の給与額及び賞与額と比べて低額なので今のままでは納得できない。調査して標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額並びに申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準報酬月額については、申立期間のうち、平成3年1月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から4年6月1日までの期間及び同年7月1日から19年4月1日までの期間並びに標準賞与額については、申立期間のうち、15年6月30日、同年12月12日、16年6月30日、同年12月10日、17年6月30日、同年12月12日、18年6月30日及び同年12月11日は、申立人から提出された給与明細書及び賞与明細書により確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額及び標準賞与額は、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和42年10月2日から平成3年1月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間及び4年6月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は給与明細書を所持していない上、B社は、11年以前の賃金台帳等の関係資料は保存されていない旨回答しており、当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、B社が加入しているC健康保険組合から提出された申立期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額の遡及訂正等の不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認めることはできない。